

定期預金共通規定（通帳口・証書口）

1. （取扱店の範囲等）

自由金利型定期預金の預入れの一口金額は当行所定の金額以上、自由金利型定期預金（M型）、期日指定定期預金、利息分割定期預金、複利型定期預金（じゆう）および変動金利定期預金の預入れは1円以上とし、初回を除き、当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。また当行本支店のどこの店舗でも解約、書替継続ができます。ただし、解約、書替継続を当店に限定するときは、書面により当行に届出てください。

2. （証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、証書口の場合は証書と引換えに、当店で返却します。

3. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第5条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. （取引の制限等）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般

定期預金規定

- ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認める場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 通帳口の預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。
- (3) 証書口の預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (4) この預金の解約等を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約等を行いません。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等、および第4条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

定期預金規定

- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑦ 第4条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑧ 第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (7) 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着しま

たは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面または当行所定のタブレット端末によって当行本支店いずれかの店舗に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、通帳・証書を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の印鑑スキャナーに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類または当行所定のタブレット端末により作成された電磁的記録につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者が個人の場合は、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された個人のお客さま名義の通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場

定期預金規定

合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この個人のお客さま名義の通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された個人のお客さま名義の通帳・証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 個人のお客さま名義の通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

定期預金規定

- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された個人のお客さま名義の通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 本条の規定は、法人のお客さま名義の通帳・証書には適用されません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳(預金証書)は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適

定期預金規定

用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

リレー自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とと

定期預金規定

もに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

$$\text{① 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- c 1年以上3年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- c 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- d 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- e 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- f 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- c 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

定期預金規定

- d 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - e 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - f 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
 - g 3年以上5年未満 約定利率×90%
- D 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - c 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - d 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - e 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - f 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
 - g 3年以上4年未満 約定利率×80%
 - h 4年以上7年未満 約定利率×90%
- E 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b 6か月以上1年未満 約定利率×20%
 - c 1年以上2年未満 約定利率×30%
 - d 2年以上3年未満 約定利率×40%
 - e 3年以上4年未満 約定利率×50%
 - f 4年以上6年未満 約定利率×70%
 - g 6年以上10年未満 約定利率×90%
- E 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - b 6か月以上1年未満 約定利率×10%
 - c 1年以上2年未満 約定利率×20%
 - d 2年以上3年未満 約定利率×30%
 - e 3年以上4年未満 約定利率×40%
 - f 4年以上6年未満 約定利率×50%
 - g 6年以上9年未満 約定利率×70%
 - h 9年以上10年未満 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

自動解約型自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

定期預金規定

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| g 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

D 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| c 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| d 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| e 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| f 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| g 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| h 4年以上7年未満 | 約定利率×90% |

E 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日

定期預金規定

としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×20%
c	1年以上2年未満	約定利率×30%
d	2年以上3年未満	約定利率×40%
e	3年以上4年未満	約定利率×50%
f	4年以上6年未満	約定利率×70%
g	6年以上10年未満	約定利率×90%

F 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上2年未満	約定利率×20%
d	2年以上3年未満	約定利率×30%
e	3年以上4年未満	約定利率×40%
f	4年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上9年未満	約定利率×70%
h	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。

(2) 証書口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

4. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店いずれかの店舗に返却してください。

以上

自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、中間利払日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いづれかの店舗に提出してください。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで

定期預金規定

新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した
当行所定の利率をいいます。

- ②A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |
- C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| g | 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |
- D 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| f | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| g | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| h | 4年以上7年未満 | 約定利率×90% |
- E 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

定期預金規定

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×20%
c	1年以上2年未満	約定利率×30%
d	2年以上3年未満	約定利率×40%
e	3年以上4年未満	約定利率×50%
f	4年以上6年未満	約定利率×70%
g	6年以上10年未満	約定利率×90%
F	預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合	
a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上2年未満	約定利率×20%
d	2年以上3年未満	約定利率×30%
e	3年以上4年未満	約定利率×40%
f	4年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上9年未満	約定利率×70%
h	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

リレー自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

I. 複利型

1. （自動継続）

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとし、）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）[スーパー定期] 利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとし、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

定期預金規定

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上7年未満	約定利率×90%

④ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×20%
C	1年以上2年未満	約定利率×30%
D	2年以上3年未満	約定利率×40%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上10年未満	約定利率×90%

定期預金規定

⑤ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (一部解約)

この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項の規定により預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記2. に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

II. 単利型

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

定期預金規定

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とします。中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

定期預金規定

(4) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、この預金の約定期間が1年以上で預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

なお、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

定期預金規定

④ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上7年未満	約定利率×90%

⑤ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×20%
C	1年以上2年未満	約定利率×30%
D	2年以上3年未満	約定利率×40%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上10年未満	約定利率×90%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。

(2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、

定期預金規定

中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

- (3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
- (4) 特別な事情により中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記2.(1)の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

以 上

自動解約型自由金利型定期預金（M型）規定
（スーパー定期）

I. 複利型

1. （預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するものとします。

2. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）[スーパー定期] 利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
---------	----------------

定期預金規定

B	6か月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上7年未満	約定利率×90%

④ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×20%
C	1年以上2年未満	約定利率×30%
D	2年以上3年未満	約定利率×40%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上10年未満	約定利率×90%

⑤ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (一部解約)

この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項の規定により預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記2. に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

4. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。

(2) 証書口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

5. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店いずれかの店舗に返却してください。

II. 単利型

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日と

定期預金規定

したこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳（証書）記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本店いづれかの店舗に提出してください。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とします。

中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、この預金の約定期間が1年以上で預入日から6か月以上経過した後、満期前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）[スーパー定期] 利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

なお、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の日までの日を満期日と

定期預金規定

したこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G | 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

- ④ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H | 4年以上7年未満 | 約定利率×90% |

- ⑤ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×30% |

定期預金規定

D	2年以上3年未満	約定利率×40%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上10年未満	約定利率×90%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (預金の解約)

(1) 通帳口でこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

または、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。

(2) 証書口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。

(2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記1.の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金を前記1.以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店

定期預金規定

舗に提出してください。

(3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記1.の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記1.以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

5. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店いずれかの店舗に返却してください。

以 上

自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

I. 複利型

1. （預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%

定期預金規定

C	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上7年未満	約定利率×90%

④ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×20%
C	1年以上2年未満	約定利率×30%
D	2年以上3年未満	約定利率×40%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上10年未満	約定利率×90%

⑤ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (一部解約)

この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項の規定により預入

定期預金規定

日から1年後の応当日（据置期間満了日）以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記2. に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

II. 単利型

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳（証書）記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とします。

中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

定期預金規定

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、この預金の約定期間が1年以上で預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

なお、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%

定期預金規定

- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上5年未満 約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上7年未満 約定利率×90%

⑤ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D 2年以上3年未満 約定利率×40%
- E 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F 4年以上6年未満 約定利率×70%
- G 6年以上10年未満 約定利率×90%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C 1年以上2年未満 約定利率×20%
- D 2年以上3年未満 約定利率×30%
- E 3年以上4年未満 約定利率×40%
- F 4年以上6年未満 約定利率×50%
- G 6年以上9年未満 約定利率×70%
- H 9年以上10年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2. の規定を準用します。
- (2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、次により取扱います。

定期預金規定

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
- (3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

以 上

リレー利息分割定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の利息分割受取定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、次によりあらかじめ指定された期間毎に分割して支払います。

① 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金します。

② 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

③ 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

④ 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

- (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に指定口座に入金します。
- (3) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出

定期預金規定

してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

<預入金額が1,000万円以上のこの預金の場合>

次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率。

ただし、小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。

$$\textcircled{1} \quad \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②A 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

C 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
|---|-------|----------------|

定期預金規定

- | | | |
|---|-------------|----------|
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| g | 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |
- D 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| f | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| g | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| h | 4年以上7年未満 | 約定利率×90% |
- E 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| c | 1年以上2年未満 | 約定利率×30% |
| d | 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| e | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| f | 4年以上6年未満 | 約定利率×70% |
| g | 6年以上10年未満 | 約定利率×90% |
- F 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| c | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| d | 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| e | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| f | 4年以上6年未満 | 約定利率×50% |
| g | 6年以上9年未満 | 約定利率×70% |
| h | 9年以上10年未満 | 約定利率×90% |

<預入金額が1,000万円未満のこの預金の場合>

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。)。ただし、

定期預金規定

預入日から6か月以上経過した場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

- ① 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |
- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |
- ④ 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H 4年以上7年未満 | 約定利率×90% |
- ⑤ 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |

定期預金規定

C	1年以上2年未満	約定利率×30%
D	2年以上3年未満	約定利率×40%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上6年未満	約定利率×70%
G	6年以上10年未満	約定利率×90%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

自動解約型利息分割定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、次によりあらかじめ指定された期間毎に分割して支払います。

① 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、指定口座に入金します。

② 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

③ 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

④ 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

(2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に指定口座に入金します。

(3) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

(4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場

定期預金規定

合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

<預入金額が1,000万円以上のこの預金の場合>

次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率。

ただし、小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。

$$\textcircled{1} \quad \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②A 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

C 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| g 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

D 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

定期預金規定

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×30%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
g	3年以上4年未満	約定利率×80%
h	4年以上7年未満	約定利率×90%

E 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×20%
c	1年以上2年未満	約定利率×30%
d	2年以上3年未満	約定利率×40%
e	3年以上4年未満	約定利率×50%
f	4年以上6年未満	約定利率×70%
g	6年以上10年未満	約定利率×90%

F 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上2年未満	約定利率×20%
d	2年以上3年未満	約定利率×30%
e	3年以上4年未満	約定利率×40%
f	4年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上9年未満	約定利率×70%
h	9年以上10年未満	約定利率×90%

<預入金額が1,000万円未満のこの預金の場合>

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。)。ただし、預入日から6か月以上経過した場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期] 利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

① 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%

定期預金規定

- C 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上5年未満 約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上7年未満 約定利率×90%
- ⑤ 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D 2年以上3年未満 約定利率×40%
- E 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F 4年以上6年未満 約定利率×70%
- G 6年以上10年未満 約定利率×90%
- ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

定期預金規定

B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。

(2) 証書口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

4. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店いずれかの店舗に返却してください。

以 上

利息分割定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、次によりあらかじめ指定された期間毎に分割して支払います。

① 利息の支払いが1か月毎の場合

預入日の1か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金します。

② 利息の支払いが2か月毎の場合

預入日の2か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

③ 利息の支払いが3か月毎の場合

預入日の3か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

④ 利息の支払いが6か月毎の場合

預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

(2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(3) 上記(1)の利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

(4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項または第6項の規定のいずれかにより解約する場

定期預金規定

合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

<預入金額が1,000万円以上のこの預金の場合>

次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率。

ただし、小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。

$$\text{① 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②A 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

C 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| a 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| g 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

D 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

定期預金規定

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×30%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
g	3年以上4年未満	約定利率×80%
h	4年以上7年未満	約定利率×90%

E 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×20%
c	1年以上2年未満	約定利率×30%
d	2年以上3年未満	約定利率×40%
e	3年以上4年未満	約定利率×50%
f	4年以上6年未満	約定利率×70%
g	6年以上10年未満	約定利率×90%

F 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上2年未満	約定利率×20%
d	2年以上3年未満	約定利率×30%
e	3年以上4年未満	約定利率×40%
f	4年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上9年未満	約定利率×70%
h	9年以上10年未満	約定利率×90%

<預入金額が1,000万円未満のこの預金の場合>

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。)。ただし、預入日から6か月以上経過した場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期] 利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

① 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×50%

定期預金規定

- C 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上5年未満 約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上7年未満 約定利率×90%
- ⑤ 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D 2年以上3年未満 約定利率×40%
- E 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F 4年以上6年未満 約定利率×70%
- G 6年以上10年未満 約定利率×90%
- ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

定期預金規定

B	6か月以上1年未満	約定利率×10%
C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

リレー期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に前回と同一内容の期日指定定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対して支払いを申出た日とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) この預金の一部について支払いがあった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱いをします。
- (3) 上記(1)による満期日の指定がない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 上記(1)により定められた満期日から解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、上記(1)による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により取扱います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…通帳（証書）記載の「1年以上2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合…通帳（証書）記載の「2年以上」利率（以下「約定利率」という。）
- (2) 継続後の預金の利息についても上記（1）と同様の方法により計算します。
- (3) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場

定期預金規定

合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

4.（非課税貯蓄限度超過時の取扱い）

前記3.（1）、（2）に規定する利息の元金への組入れにより口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、次により取扱います。

- (1) 利息を指定の預金口座に入金のうえ、元金を継続します。
- (2) 預金口座の指定のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。

利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

以 上

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期等)

この預金の満期日については、次のとおりとします。

- (1) 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後通帳（証書）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対して支払いを申出た日とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 上記(1)による満期日の指定がない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (3) 上記(1)により定められた満期日から解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、上記(1)による満期日の指定がなかったものとします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、満期日以後に元金とともに支払います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…通帳（証書）記載の「1年以上2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合…通帳（証書）記載の「2年以上」利率（以下「約定利率」という。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

リレー変動金利定期預金規定

I. 複利型

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 上記(2)の利率の算定方式は、継続前と継続後とで変更することがあります。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

- この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日

定期預金規定

数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払いますが、預入日から6か月以上経過した場合、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

II. 単利型

1. (自動継続)

(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭揭示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 上記(2)の利率の算定方式は、継続前と継続後とで変更することがあります。

(4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭揭示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

定期預金規定

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）について、通帳（証書）記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、中間利払日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金します。
- ② 中間利払日数について通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。
- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払いますが、預入日から6か月以上経過した場合、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

定期預金規定

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

自動解約型変動金利定期預金規定

I. 複利型

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するものとします。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払いますが、預入日から6か月以上経過した場合、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

4. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。

(2) 証書口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

5. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店いずれかの店舗に返却してください。

II. 単利型

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」という。)に入金するものとします。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭揭示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」という。)について、通帳(証書)記載の中間利払利

定期預金規定

率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いづれかの店舗に提出してください。

- ② 中間利払日数について通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払いますが、預入日から6か月以上経過した場合、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

4. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。

(2) 証書口のこの預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

5. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店いずれかの店舗に返却してください。

以 上

変動金利定期預金規定

I. 複利型

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払いますが、預入日から6か月以上経過した場合、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

II. 単利型

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭揭示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）について、通帳（証書）記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、中間利払日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店いづれかの店舗に提出してください。

② 中間利払日数について通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第5項および第6項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に

定期預金規定

応じた利率によって計算し、この預金とともに支払いますが、預入日から6か月以上経過した場合、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

リレー複利型定期預金〔じゅう〕規定

1. (最長お預り期限)

この預金の最長お預り期限は、通帳記載の「最長預入期限」の日とします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に前回と同一内容の複利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行本支店いずれかの店舗に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について、預入日から6か月後の応当日（据置期間満了日）以後通帳記載の最長預入期限までの任意の日支払います。
- (2) 前記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、1,000円以上1円単位とします。ただし、一部支払後の残高は1,000円（総合口座定期預金は1万円）以上とします。
- (3) この預金の一部について支払いがあった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱いをします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日（最長預入期限以後に支払う場合は最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって1か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いする元金部分について一部支払時に預入日（継続したときはその継続日）から一部支払日の前日までの日数および約定利率によって1か月複利の方法で計算し、一部支払いする元金とともに支払います。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上2年未満
- ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満
- ⑤ 4年以上5年未満
- ⑥ 5年

定期預金規定

また、この預金の預入日において、当行がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部支払後の預金残高には一部支払いをした日以降、一部支払後の預金残高が該当する金額階層の約定利率（この約定利率は預入日に定めた利率とします。）を適用します。

- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項の規定により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、1か月複利の方法とせずその利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

国債定期口座規定

I. 積立式定期預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも現金による預入れができます。また、自由型の場合は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも払戻しができます。ただし、預入れ、払戻しのいずれの場合も、必ず通帳をお持ちください。自由型の払戻しを当店に限定するときは、書面により当行に届出てください。

2. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、現金、小切手その他の証券類で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）または口座振替により預入れることができます。
- (2) この預金には、あらかじめご指定の保護預り債券の元利金を預入れるものとします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (口座振替による預入れ)

- (1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、積立金引落口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- (2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当行本支店いずれかの店舗に届出てください。

5. (預金の期間、継続の方法、支払時期等)

- (1) 預入れ（後記(2)に規定する継続および6(2)に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。）のつど、各別の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金、または3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」という。）のいずれかとします。
- (2) 継続の停止または解約の申し出がない限り、期日指定定期預金は最長預入期限に、またスーパー定期は満期日に、元利合計額および同一日に継続書替した他の預金がある場合はこれを合算した金額をもって、期日指定定期預金またはスーパー定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、期日指定定期預金は最長預入期限（継続をしたときはその最長入期限）までに、スーパー定期は満期日（継続をしたときはその満期日）までに

定期預金規定

その旨を申し出てください。

- (4) 期日指定定期預金およびスーパー定期は、満期日以後に支払います。

この場合、期日指定定期預金の満期日については、次により取扱います。

- ① 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当行本支店いずれかの店舗に対して1か月前までに通知を必要とします。なお、1口の預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 1口の預金の一部について支払いがあった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱いをします。
- ③ 第1号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号により定められた満期日から解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、同号による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に継続の取扱をします。

6. (利息)

- (1) 各別の定期預金の利息は、次により計算します。

ア. 期日指定定期預金

期日指定定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法により計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、

変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

ア 預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合…当行所定の預入期間1年以上2年未満の利率

イ 預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間が2年以上の場合…当行所定の預入期間2年以上利率（以下「2年以上利率」という。）

イ. スーパー定期

スーパー定期の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（または継続日）の当行所定の利率（以下「約定利率」という。）によって計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、次によって計算します。

定期預金規定

- ① 預入日（または継続日）の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に約定利率に70%を乗じた中間利払利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払います。
 - ② 中間払利息は、中間利払日に元金と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。
 - ③ 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。
- (2) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 満期日前の解約をする場合、その利息は次によって計算します。

ア. 期日指定定期預金

期日指定定期預金の利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、元金とともに支払います。

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |

イ. スーパー定期

この預金の利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し（期間3年の場合は6か月複利の方法により計算します。）、元金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、この預金の約定期間が1年以上で預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期]利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとしますが、預入日における普通預金利率を下回る場合は、預入日における普通預金の利率によって計算します。

なお、中間払利息が支払われている場合は、その支払額と次の利率により計算した利息額の差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

定期預金規定

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) 期日指定定期預金およびスーパー定期の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

7. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

ただし、自由型の場合は、当行本支店のいずれかの店舗に申出てください。

(2) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元利金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口ごとに順次解約します。解約元利金が払戻請求額を上回るときは、差額をこの預金に預入れるものとします。

(3) 解約する順序は、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。なお、満期日の到来していないものを解約する場合は、この日数の少ないものからとします。

8. (非課税限度額超過時の取扱)

少額貯蓄非課税制度の適用口座で、預入方法が口座振替の場合に、前記4(1)に規定する利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、積立金引落口座に利息額を入金します。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店いずれかの店舗に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造そ

他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この個人のお客さま名義の通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された個人のお客さま名義の通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 個人のお客さま名義の通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

定期預金規定

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された個人のお客さま名義の通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 本条の規定は、法人のお客さま名義の通帳には適用されません。

12. (保険事故発生時における預金者からの通知)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

定期預金規定

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (反社会的勢力との取引停止・解約)

- (1) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (2) 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以 上

II. 保護預り規定（国債等公共債）

1. （保護預り証券の範囲）

- (1) この保護預りでは、次に掲げる証券をお預りします。
- ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 政府保証証券
- (2) 当行は前項各号に掲げる証券についても、相当の理由があるときは保護預りをおことりすることがあります。

2. （保護預り証券の保管方法）

- (1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がないかぎり他の預け主の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」という。）できるものとします。
- (2) 前項による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。
- (3) 国債証券については、日本銀行の定める国債振替決済制度を利用することがあります。

3. （契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、預け主または当行から申し出のないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. （口座管理手数料）

- (1) この保護預りの口座管理手数料（以下「手数料」という。）は、別紙記載の利率により半年分を後払いするものとし、毎年4月、10月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払

定期預金規定

戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により計算します。

- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、当初契約日または解約日の直前の手数料支払日から解約日までの手数料を第1項に準じて支払ってください。
- (4) 当行は、預け主が指定した預金口座に第1項の手数料に相当する金額がない場合は、第8条により当行が受けとる保護預り証券の償還金、利金または保護預り証券の買取り代金等から第1項の手数料に充当することができるものとします。

5. (保護預り証券の預入れまたは引出し)

- (1) 保護預り証券を預入れるときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人（以下「預け主等」という。）が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 保護預り証券を引出す際には、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨を当店に申し出のうえ、引出すときに第1項に準じた手続をとってください。
- (3) 保護預り証券は、預け主等が引出すまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

6. (残高の通知)

保護預り証券の残高に異動があった場合は、当行所定の時期に年1回以上通知します。

7. (抽選償還)

- (1) 混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。
- (2) 前項により被償還者に決定した預け主には、その旨および償還額を通知します。

8. (償還金等の受入れ等)

保護預り証券の償還金（前条の規定にもとづき決定された償還金を含む。以下同じ。）または利金の支払がある場合は、当行がこれを受けとりあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (届出事項の変更等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (通帳、印章の喪失時の取扱い)

この通帳または印章を失った場合の保護預り証券の受入れ、返還または通帳の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合)

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り証券の受入れ、返還その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

12. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障が発生したため、保護預り証券の預入れ、引出しに直ちには応じられない場合であつても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、き損等した場合または第8条による償還金等の預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害についても当行は責任を負いません。

13. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。解約する際には、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨を当店に申し出のうえ、解約するときに当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出し、保護預り証券を引取ってください。第3条による預け主からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。保護預り証券は、預け主が引取るまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。なお、この通帳または印章を失った場合の解約は、このほか第10条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続をとり、保護預り証券を引取ってください。第3条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 第2項による保護預り証券の引取り手続が遅延したときは、遅延損害金として当初契約日または解約日の直前の手数料支払日から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。
- (4) 当行は、前項の手数料相当額を引取りの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落

定期預金規定

しることができるものとします。この場合、第4条第4項に準じて償還金、利金、買取り代金等から充当することができるものとします。

14. (預入れ、引出し等の制限)

保護預り証券の利金は支払開始日の7営業日前から支払期日前日までの間は、当該証券の預入れ、引出しまたは解約をすることはできません。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

16. (公示催告等の調査)

当行は、保護預り証券について、公示催告・除権判決の公示等についての調査義務を負いません。

17. (譲渡、質入れの禁止)

この契約による預け主の権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

以上

国債振替決済制度の利用規定

1. (口座の開設等)

当行は、日本銀行の定める「国債振替決済制度に関する規程」にもとづき、当行に預け主名義の国債証券保護預り口座を開設し、次により取扱います。

2. (日本銀行への再寄託等)

保護預り国債証券については、他の預け主から預入れられている国債証券と混蔵保管し、または日本銀行へ再寄託します。

3. (国債証券の一括登録等)

日本銀行に再寄託された国債証券は、他の銀行等から寄託されている国債証券と混蔵保管され、または日本銀行名義により一括登録されます。

4. (新発債・登録債の保護預り手続)

新規発行国債証券または登録除却にともなう国債証券を保護預りするときは、当行または日本銀行が当該国債証券を国債発行者または国債登録機関から直接受領することができるものとします。

5. (振替)

この口座は、他の口座からの国債証券の振替を受けることができます。この場合、受入記帳が行われたときに当該国債証券が預入れられたものとします。なお、この口座から他の口座への国債証券の振替はできません。

6. (共有権)

(1) 預け主は、第2条および第3条により混蔵保管および一括登録されている国債証券について、それぞれ保護預り国債証券の額に応じて共有権を取得します。保護預り国債証券を引出したときは、その引出し額に応じて共有権を喪失します。

(2) 前項の共有権の取得および喪失については、預け主は他の預け主との協議を要しないものとします。

7. (預入れおよび引出しの停止期間)

保護預り国債証券の利金支払期日の6営業日前から支払期日前日までの間は、当該国債証券の預入れおよび引出しはできないことがあります。

8. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行保護預り規定（国債等公共債）により取扱います。

以 上